

## Asian Legal Insights

第173号(2025年3月号)

## 今月のトピック

- I. インド : [非公開会社における株式の電子化の期限の延期](#)
- II. ベトナム : [電力価格の決定方法及び電力購入契約ひな型に関する新通達](#)
- III. タイ : [デジタル・プラットフォーム・エコノミー法案の公表](#)
- IV. シンガポール : [Food Safety and Security Bill の成立 - 食品関連法令の統合・強化](#)
- V. ミャンマー : [民間警備サービス法\(Private Security Service Law\)の制定](#)

## 今月のコラム -「バ」で始まるインドネシアの日常-

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ

(編集責任者:弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

## I. インド:非公開会社における株式の電子化の期限の延期

本レター第157号(2023年11月号)でお伝えしたとおり、2023年10月27日に、非公開会社における株式の電子化に関する義務を内容とする The Companies (Prospectus and Allotment of Securities) Second Amendment Rules, 2023(会社法(有価証券目論見書及び割当て)2023年第2改正規則(:2023年規則)が公表され、即日発効しました。

この2023年規則は、小規模会社でない全ての非公開会社を対象として、会社に対しては、新たに発行する株式を電子化された形態で発行する義務や、株式発行に先立ち、会社のプロモーター、取締役、主要役員者が保有する全ての株式を電子化する義務を、また、会社の既存株主に対しては、保有株式を譲渡する場合に譲渡に先立ち当該譲渡対象株式を電子化する義務を負わせることを規定しています。その結果、2023年規則の適用がある各非公開会社は、会計年度の末日が2023年3月31日以降である場合、当該末日(通常は、2023年3月31日)から18か月以内(通常は、2024年9月30日まで)に定められた株式電子化に関する義務を履践する必要があり、同日より後に既存株主が株式を譲渡するためには、電子化された状態で譲渡する必要がありました。

もともと、2025年2月12日、インド企業省(Ministry of Corporate Affairs)は、2023年規則の義務の履行は2025年6月30日までに行えばよいことを内容とする通知を発出しました。すなわち、各非公開会社の株式の電子化の期限は、従前は2024年9月30日まででしたが、2025年6月30日まで延期されたこととなります。また、2024年9月30日までに電子化を行わなかった非公開会社については、2023年規則の違反状態が継続している状態にありましたが、同通知は遡及適用されることか

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

ら、新たに設定された 2025 年 6 月 30 日までに電子化義務を履践すればよいことも示されました。

このように非公開会社の株式の電子化の期限がなぜこのタイミングで延期されたかについて、インド企業省は公式な発表を行っていませんが、以下のような背景・理由が考えられます。

まず、証券預託機関に対する過大な業務負荷が一因として考えられます。2023 年規則による株式の電子化は、小規模会社を除く全ての非公開会社を対象とするものであった一方で、その申請は、National Securities Depository Limited(NSDL)と Central Depository Services Limited(CDSL)という 2 つの証券預託機関で処理しなければならなかったところ、今般、両証券預託機関の業務負荷が大幅に増加し、申請の処理に支障が生じた点が期限延期の要因と言われています。この点は、株式の電子化の前提である国際証券識別番号(ISIN)の割当てにも遅延が生じたと言われており、2024 年 10 月 17 日にインド会社秘書役協会がインド企業省に対して株式の電子化に係る期限の延長を求める意見書を提出したことも少なからぬ影響があったように思われます。

また、申請者である非公開会社側の準備不足も要因の一つと考えられます。株式の電子化の完遂には、全株主による demat 口座(電子株式用の専用口座)の開設や各株主が保有する株券の回収・破棄を含め、非公開会社においても必要な対応が少なからずあるところ、多くの非公開会社が、これらの対応を遅延し、結果として 2024 年 9 月 30 日の期限の間際に、多数の電子化に係る申請が証券預託機関に提出されることとなり、上記のとおり証券預託機関の対処能力を超えてしまった、といった点が指摘できるかと思えます。

今般の株式の電子化の期限の延長は、株式の電子化手続を進めていた日系企業にとっても一定の救済としての意味を有するものとなろうかと思えます。遵守できなかった場合の罰則は、会社及び役員につき 10,000 インドルピー(約 1 万 7,000 円)の罰金、違反が継続する場合は 1 日あたり 1,000 インドルピー(約 1,720 円)の罰金となることから(ただし、会社の場合は 200,000 インドルピー(約 34 万 5,000 円)が、役員の場合は 50,000 インドルピー(約 8 万 6,000 円)がそれぞれ上限となります。)、株式の電子化手続を完遂していない企業においては、2025 年 6 月 30 日までに株式電子化を完遂する必要があることとなりますのでご注意ください。

(ご参考)

本レター第 157 号(2023 年 11 月号)

<https://www.morihamada.com/system/files/newsletters/newsletters/pdf/20231121-112819.pdf>

---

弁護士 小山 洋平  
TEL. 03-5220-1824(東京)  
[yohei.koyama@morihamada.com](mailto:yohei.koyama@morihamada.com)

弁護士 臼井 慶宜  
TEL. 06-6377-9405(大阪)  
[yoshinori.usui@morihamada.com](mailto:yoshinori.usui@morihamada.com)

## Ⅱ.ベトナム:電力価格の決定方法及び電力購入契約ひな型に関する新通達

ベトナムでは、2025年2月1日付けで従前の電力法を改正する新電力法が施行されました。近時、新電力法の施行に合わせて、政府から様々な政令や通達が発行されています。とりわけ、新電力法施行日と同日に、ベトナム商工省は、Circular No. 12/2025/TT-BCT(「通達12号」)を発行しました。通達12号は、2024年4月12日に発行されたCircular No. 07/2024/TT-BCT(「旧通達7号」)に代わる新通達で、電力購入契約(「PPA」)ひな型や電力価格の決定方法等が規定されていますが、特に注目されるのが、契約当事者間による交渉で規定内容を決められる範囲が拡大された点です。通達12号の規定事項は多岐に渡りますが、本稿では、通達12号の適用範囲とPPA当事者間によるPPA上の合意事項の柔軟性拡大の点に焦点を絞って説明します。

### (1)適用範囲

通達12号は、以下のいずれかに該当する場合を除き、天然ガスや石炭等の発電方法を問わず、ベトナム国内の発電所で国家電力系統に接続されているものに適用されます。

- (a) 多目的戦略的水力発電所(multi-purpose strategic hydropower plant)
- (b) 回避可能費用メカニズムが適用される小規模再生可能エネルギー発電所(small renewable energy plants under the avoided cost tariff mechanism)
- (c) BOT方式の独立発電所(Build-Operate-Transfer independent power plant)
- (d) 補助サービスを提供する発電所(Plants providing auxiliary service)
- (e) 所管当局の定める法令により、その他の売電価格設定メカニズムの対象となる発電所

上記(e)記載のとおり、他の法令で売電価格メカニズムが定められている発電所については、当該他の法令が引き続き適用されることになっています。ベトナムでは、これまで、再生可能エネルギーの発電所(太陽光、洋上風力、陸上風力、バイオマス、廃棄物発電等)について、個別の類型ごとに売電価格を設定する商工省通達や首相決定が発行されてきました。このうち、これらの個別ルールが存続しているバイオマス発電や廃棄物発電等の発電所については、従来通り当該個別ルールが適用されるものと考えられます。

これに対して、太陽光発電や風力発電については、過去に首相決定でFiT価格が定められていました(「旧FiT制度」)が、その適用要件であった商業運転開始期限(太陽光発電について2020年12月31日まで、風力発電について2021年10月31日まで)を経過して以降、当該要件を満たさないプロジェクトに適用される売電価格については不透明な状態が継続していました。そして、旧FiT制度の下でPPAが締結されたものの商業運転開始期限には間に合わなかったプロジェクト(「移行対象プロジェクト」)については、売電価格の上限の計算方法等が商工省通達で示された上で、結局は個別のプロジェクトにおいて発電事業者とベトナム電力公社又はその子会社(以下「EVN等」)間の交渉により売電価格が決められる仕組みが採用されています。そのため、EVN等の対応の遅れ等も相まって、個々の移行対象プロジェクトの売電価格の決定

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

がなかなか進まないことが問題視されることがありました。通達 12 号でも、移行対象プロジェクトについての売電価格の算定基準等が定められているものの、個別プロジェクトの売電価格は当該プロジェクトの当事者間の交渉により決定される仕組みは維持されています。また、(移行対象プロジェクトには該当しない、全くの)新規開発の(国家電力系統に接続する)太陽光や風力発電プロジェクトの売電価格については、今後新たに政令や通達等が定められない限り、通達 12 号が適用され、通達 12 号に定められた売電価格の算定基準等に従いつつ、個別プロジェクトの当事者間の交渉により最終的に決定されることが想定されているものと考えられます。

### (2)PPA ひな型

通達 12 号には、別紙として PPA ひな型が設けられており、旧通達 7 号に設けられていた PPA ひな型と比べても、多くの条項が空欄となっており、当事者間の交渉に委ねられる事項が拡大されています。ベトナムでは、これまで政府の定める PPA ひな型の条項の内容に縛られて個別のプロジェクトにおける柔軟な対応が妨げられていると指摘されることがありましたが、通達 12 号に設けられた PPA ひな型では、とりわけ以下の条項が空欄となっており、「当事者は、ベトナムの法令にしたがって条件を交渉し、条件を変更又は補足することができる」との注記が付されています。

- (a) パフォーマンスコミットメント
- (b) 商業運転開始日前の売主の義務
- (c) 接続及びメータリングシステム
- (d) 発電所の給電・運用
- (e) 請求及び支払
- (f) 契約の履行に影響を与える事由及び治癒
- (g) 契約の終了
- (h) 損害賠償責任
- (i) 不可抗力及び免責事由
- (j) 紛争解決
- (k) 記録の保管及び情報提供
- (l) 機密保持

なお、(旧通達 7 号と同様に)通達 12 号に設けられた PPA ひな型では、準拠法はベトナム法、言語はベトナム語を指定する条項が定められていますが、言語については、当事者間で合意すればベトナム語に加えて英語を併用する余地は認められています。

ベトナム政府は新電力法の施行以降、多くの電力開発関連の施策を発表しており、長らく停滞していたベ

トナムの発電所開発事業が、これを機に大きく進展することが期待されます。

弁護士 岸 寛樹  
TEL. +84-24-3267-4102(ハノイ)  
[hiroki.kishi@morihamada.com](mailto:hiroki.kishi@morihamada.com)

弁護士 千村 大樹  
TEL. +84-24-3267-4106(ハノイ)  
[taiju.chimura@morihamada.com](mailto:taiju.chimura@morihamada.com)

### Ⅲ. タイ: デジタル・プラットフォーム・エコノミー法案の公表

タイ政府は、デジタル・プラットフォーム・エコノミー法案(Digital Platform Economy Act:「本法案」)を公表し、2025年2月にかけて、一般からの意見を募るパブリックコメントの募集を行いました。本法案は、デジタルプラットフォームを規制することにより、経済的発展の促進、消費者保護及び適正競争の確保等を図ることを目的としています。本法案が施行されると、デジタルプラットフォームへの規制として現在有効な Royal Decree on Operation of Digital Platform Services Which Require Notification は廃止されることとなります。以下では、本法案が対象とする、重要なデジタルプラットフォーム(Very Large Online Platforms:「VLOP」)サービスの提供者の義務及び域外適用に関連する部分について、重点的に紹介します。

#### (1) デジタルプラットフォームサービス提供者の義務

本法案は、「デジタルプラットフォームサービス」を、コンピュータネットワーク、インターネット、又は通信ネットワークを介して、ユーザー間の意思疎通や取引を促進する媒介サービスと定義しています。デジタルプラットフォームサービスを提供する者(「プロバイダー」)が負う義務の概要は以下のとおりです。

- (a) ユーザーに対して、ユーザーの法的権利及び義務を通知すること。
- (b) ユーザーが苦情の申立及び違法行為の報告を行える手段を確保すること。
- (c) 広告をその他のコンテンツと明確に区別し、広告主の情報を開示すること。
- (d) 料金の詳細、苦情処理システム等を規定する利用規約に、容易にアクセスできるようにすること。

#### (2) VLOP サービスの提供者の義務

以下のいずれかに該当するプロバイダーは、VLOP サービスの提供者に該当することになります。

- (a) タイにおけるサービス提供による年間収益が 10 億バーツ(約 43 億円)を超えるプロバイダー
- (b) タイにおける月間ユーザー数が 600 万人を超えるプロバイダー
- (c) 経済的又は社会的安定性に高いリスクをもたらすプロバイダー

VLOP サービスの提供者に該当した場合、当該プロバイダーは、上記(1)に記載した義務に追加して、概要以下の義務を負います。

- (a) サービス内容、ユーザー層、財務実績に関するデータを含む総合的な報告書を電子取引開発局 (Electronic Transactions Development Agency:「ETDA」)に提出すること。
- (b) プラットフォーム上で商業活動に従事するユーザーを追跡するシステムを導入すること。
- (c) 公共の安全又は国家の安全を脅かす重大な違法行為に関与するユーザーに対するサービスの提供を直ちに停止すること。
- (d) 透明性を確保し、本法案を遵守するための取組みを記載した年次報告書を公開すること。
- (e) 利用規約に重大な変更を加える 30 日前までに ETDA に通知すること。

### (3)VLOP サービスの提供者が負う義務の域外適用

国外に所在するプロバイダーであっても、タイ国内のユーザーにサービスを提供し、かつ、VLOP サービスの提供者に該当する場合には、本法案が域外適用され、VLOP サービスの提供者として定められる義務の一部を負います。以下のいずれかの条件に該当する場合は、タイ国内のユーザーにサービスを提供しているものとみなされます。

- (a) プラットフォームの全体又は一部をタイ語で表示するオプションを提供している。
- (b) 「.th」その他のタイを示すドメイン名を使用している。
- (c) タイバーツによる支払を指定又は許可している。
- (d) プラットフォーム上の取引に関して、準拠法がタイ法、又は管轄がタイの裁判所と定めている。
- (e) タイ国内のユーザーがプラットフォームにアクセスできるようにするため、有料の SEO サービスを利用している。
- (f) タイ国内に、ユーザーサポートのための事務所、代理店、又は担当者を設置している。
- (g) その他デジタルプラットフォームエコノミー委員会(Digital Platform Economy Committee)が定める基準を充足する。

### (4)罰則

本法案は、違反に対する罰則として、罰金及び刑事罰を定めています。罰金は、当該プラットフォームの全世界の収益に対する一定の割合で計算されるため、多額となる可能性があります。

(ご参考)

本レター第 146 号(2023 年 1 月号)

<https://www.morihamada.com/system/files/newsletters/newsletters/pdf/20230120-120615.pdf>

タイ弁護士 パヌパン・ウドムスワンナクン  
TEL. +66-2-009-5152(バンコク)  
[panupan.u@morihamada.com](mailto:panupan.u@morihamada.com)

弁護士 中ノ瀬 遥  
TEL. +66-2-009-4875(バンコク)  
[haruka.nakanose@morihamada.com](mailto:haruka.nakanose@morihamada.com)

## IV.シンガポール:Food Safety and Security Bill の成立 – 食品関連法 令の統合・強化

2025年1月8日、シンガポールの国会において、Food Safety and Security Bill(食品安全及び食料安全保障法案:「FSSB」)が承認されました。FSSBの目的は大きく分けて以下の3つです。

- 既存の食品関連法令を統合し合理化すること
- 消費者をより保護するため、食品安全体制を強化すること
- 食料供給力を強化すること

### (1)既存の食品関連法令の統合及び合理化

本レター第166号(2024年8月号)でもお伝えしたとおり、シンガポールでは、安全な食品の供給を確保することを目的として、2019年にSingapore Food Agency(シンガポール食品庁:「SFA」)が設立され、農水産物の生産・輸入(検閲を含む)・販売を所管していました。今般、FSSBの導入により、SFAが所管する1973年Sale of Food Act(食品販売法:「SOFA」)、1999年Wholesome Meat and Fish Act(「WMFA」)、1987年Environmental Public Health Act(「EPHA」)をはじめとする9つの食品関連法令が一つの法律に統合されることになりました。

FSSBの成立により、異なる法律に存在していた既存の規制が統合・標準化され、共通の罰則枠組みが構築されることにより、食品関連法令の複雑さが軽減され、ひいては公衆衛生の保護に向けたコンプライアンスの強化が期待されています。

### (2)消費者保護を目的とした食品安全体制の強化

既存の法的枠組みにおいては、不衛生又は不適切な食品の販売はSOFAにより規制されている一方で、小売業はEPHAにより規制されており、また、WMFAは食肉及び魚類製品のみを規制対象としているなど、行為態様や取扱対象となる食品の種類により規制の根拠となる法令が異なっており、また、罰則も各法令により定められていました。FSSBでは、販売のみならず、食品の移動、無料配布等、あらゆる形態の食品流通が規制対象とされており、商品の種類や事業活動にかかわらず、より包括的な違反規定及び罰則が設けられています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

例えば、既存の法的枠組みでは、消費に適さない肉や魚を販売した違反者に対しては WMFA の下で最高 5 万シンガポールドル(約 560 万円)の罰金が科せられる一方で、他の食品であれば SOFA の下で最高 5,000 シンガポールドル(約 55 万 6,000 円)の罰金が科せられることになっていました。一方で、FSSB においては、食品の種類や事業活動に関わらず、安全ではない食品を取り扱った違反者に対しては、初犯の法人の場合は 5 万シンガポールドルの罰金(約 560 万円)、初犯の個人の場合は 2 万 5,000 シンガポールドル(約 280 万円)の罰金若しくは最長 12 か月の懲役、又はその両方とされています。

### (3)食料供給力の強化

FSSB では、食料供給力の強化を目的として、①サプライチェーンに関わる事業者に対して、特定の製品又は農作物の在庫保有を義務付ける Minimum Stockholding Requirement(最低在庫保有要件:「MSR」)を設けることを可能とし、また、②第一次生産活動を行うライセンサーに対して Farm Management Plan(農場経営計画:「FMP」)の作成を義務付けています。

MSR については、現時点で米以外の商品に対して対象を拡大する計画はないようですが、今後追加の対象製品又は農作物に対して MSR が設けられる可能性があります。また、FMP については、例えば農家であれば、廃棄物、飼料、疾病管理といった項目について対応する手法やプロセスを検討する必要があるとされています。

### (4)FSSB の施行予定

FSSB は 2028 年までに段階的に施行される予定であり、特定の食品及び非包装飲料水に関する規定については 2025 年後半から施行される予定です。

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

(ご参考)

本レター第 166 号(2024 年 8 月号)

<https://www.morihamada.com/system/files/newsletters/newsletters/pdf/20240820-093514.pdf>

## V.ミャンマー:民間警備サービス法(Private Security Service Law)の制定

国家行政評議会(State Administration Council:「SAC」)は、2025年2月18日、民間警備サービス法(Private Security Service Law:「本法」)を制定しました。本法は、会社、工場、ホテル、学校、交通機関、宗教施設等において個人や財産を警護するために提供されるサービスを「民間警備サービス(Private Security Service)」と定め、その提供を行うために必要な許認可等の規制を定めるものです。

本法では、民間警備サービスの提供に関して、①警備会社が第三者の警護のためにサービスを提供する場合と、②自ら雇用した警備スタッフが自社の警護を行う場合が想定されています。このうち、①について、警備会社は、本法に基づいて設置される監督委員会(Supervisory Committee:「SC」)による免許(licence)を受けなければならない旨が定められています。他方、②について、10名以上の警備スタッフを雇用する会社は、SCの許可(permit)を受けなければならないとされています。

上記①の場合、警備会社は、SCの免許を受けるための要件として、1億ミャンマーチャット(約700万円)のデポジットを所定の国有銀行に払い込むことが必要とされています。外資会社は、上記のデポジットを外貨で支払う必要があることに加え、警備スタッフのうちの75%以上はミャンマー人を雇用しなければならない点に留意が必要です。

さらに、上記①②のいずれの場合についても、雇用する警備スタッフについて、18歳以上であること、30日以内に発行された無犯罪証明書を提出していること等の要件が定められています。既に事業を実施している警備会社や、10名以上の警備スタッフを雇用している会社においては、既存スタッフがこれらの要件を充足しているかという点について確認が必要となる可能性があります。

本法では、警備スタッフによる武器及び弾薬の使用が一定の規制の下で認められることが明記されています。この点も踏まえ、民間の警備会社による一定の武力の保持や行使を法律で明確に認めたという側面もあり、ミャンマー国内において中国と共同で民間武装勢力を設立することに向けた動きであるとの評価がなされています。また、従前より、法令上の明文規定は存在しないものの、警備会社の設立に際して関係当局の事前承認を取得することが実務運用上必要とされてきました。その点に関して言えば、上記①については、本法の制定により、警備会社の取得すべき関係当局の事前承認とその取得手続が明確化されたとも言えます。他方、自社で雇用した警備員による警備サービスの提供に関しては、特段の規制はこれまで課されてきませんでした。2021年2月の政変後、SACにより新たな規制が種々導入されているものの、一部のもの

## MORI HAMADA

---

を除き、実際の運用や執行は十分に行われていない実態があります。本法についても、当局が実際の運用や執行を行っていくのかは現時点で確たる情報はありますが、該当する会社においては、今後の動向を注視しつつ必要に応じ対応を行っていく必要があるようです。

---

弁護士 武川 丈士

TEL. +95-1-9253652(ヤンゴン)  
[takeshi.mukawa@morihamada.com](mailto:takeshi.mukawa@morihamada.com)

弁護士 眞鍋 佳奈

TEL. +95-1-9253653(ヤンゴン)  
[kana.manabe@morihamada.com](mailto:kana.manabe@morihamada.com)

弁護士 井上 淳

TEL. +95-1-9253654(ヤンゴン)  
03-6266-8566(東京)  
[atsushi.inoue@morihamada.com](mailto:atsushi.inoue@morihamada.com)

---

## 今月のコラム

## -「バ」で始まるインドネシアの日常-

ジャカルタ駐在が始まって、はや半年が過ぎました。5年以上過ごしたシンガポールとは様々な面で違いを感じますが、それでも慣れ親しんだ東南アジア、今のところ大きなアクシデントもなく毎日を楽しんでいます。今回は、そんなジャカルタでの日常を、「バ」で始まる単語をキーワードにいくつかお裾分けします。

## (1)バドミントン

日本の国技／国民的スポーツと言えば相撲、サッカー、野球といろいろ思い浮かびますが、インドネシアの国技といえばバドミントンになるようです。インドネシアにおいてバドミントンは、男女問わず広く親しまれているスポーツであり、実際、インドネシアはオリンピックで通算 10 個の金メダルを獲得しているところ、そのうち 8 個がバドミントンによるものだそうです。

先日、ジャカルタオフィスのスポーツイベントでバドミントン大会が開催されたのですが、もれなく全員上手い…サーブってこうやるのか…(下記右写真参照)と驚きを隠せませんでした。



私は残念ながら肩を故障(五十肩)していたため参加できませんでしたが、次回までにルールを覚えたいと思っています。

## (2)バティック

バティックとは言わずと知れたインドネシアの伝統的衣装のことであり、その柄・模様は千差万別です。オフィシャルな場面でも使えるので私も何着か持っていますが、先日、ジャカルタ市内の日本発ファストファッションのお店でとても可愛らしいものを見つけました。なんと、バティックを着るピカチュウです。インドネシア独自のコラボアイテムということで、日本では手に入らないようです。

## MORI HAMADA

---

写真をお見せできず残念ですが、笑顔のピカチュウが様々な模様のパティックを着ていますので、インドネシアにお立ち寄りの際は、是非一度手に取ってみてください。

### (3) Bilal Indrajaya

最後に、先日ジャカルタオフィスの同僚の結婚式に参列しました。事前に聞かされていたところでは、式はモスクで行われ、アルコールの類も一切提供されないとのことだったので、慎ましやかな式を想像していたのですが、実際にはとても煌びやかな装飾の中、軽快な音楽が奏でられていました。さらに、ジャカルタ市内でよく耳にする曲が流れていると思ったら、歌手が新郎のご友人だったとのことで、バンドのミュージックに合わせ生歌が披露されていました。

その歌手こそが Bilal Indrajaya 氏(発音的にはビラル・インドラジャヤとなるようで、「バ」から始まらなかった。。。)で、曲名は Niscaya です(直訳すると「絶対に」)。聞けば一発でハマること間違いなしの素敵な声の持ち主で、特にサビが大変素晴らしいので、お時間あるときには是非 Youtube を覗いてみてください。

(<https://www.youtube.com/watch?v=r1nBktugKwk>)

(弁護士 花村 大祐)